

5 利用に必要な経費等

○施設使用料・宿泊料（条例改正や税率改定等で変更になる場合があります）

区分				1人あたり		1団体あたり								キャンプ場 1人1泊	テント 1張 1泊
				和室 1泊		研修室(大) 定員77名		研修室(中) 定員46名		研修室(小) 定員18名		プレイ ホール			
				昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜		
県内	甲類	教育活動 学校等の	高校生以下	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
			指導者引率者	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
		健全育成 青少年の	高校生以下	減免	300円	410円	200円	300円	100円	200円	300円	410円	減免	200円	
			指導者引率者	300円 (500円)									100円		
	乙類	高校生以下			減免	620円	830円	410円	620円	200円	410円	620円	830円	減免	410円
		その他			620円 (820円)									200円	
県外	甲類			830円 (1,030円)	300円	410円	200円	300円	100円	200円	300円	410円	100円	200円	
	乙類				620円	830円	410円	620円	200円	410円	620円	830円	200円	410円	

- 研修室やプレイホールの使用料及び宿泊料は、群馬県の条例で定められています。
- 区分については次の通りです。
甲類：高校生以下の者（これに準ずると知事が認めた者を含む。以下同じ。）及びその引率者を含む団体、高校生以下の者及び指導者（高校生以下の者を指導する者をいう。以下同じ。）を含む団体又は指導者の団体であって、営利を目的としないもの。
乙類：甲類以外のもの。
- 「学校等」とは、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校・中等教育学校・学童クラブ（放課後児童クラブ）のことをいいます。
- 「昼」とは9:00～17:00、「夜」とは17:30～22:00の時間帯をさします。
- （ ）の額は、11月1日から3月31日までの使用料です。燃料経費等が含まれています。
- 和室の定員は、1～12号室は各16名、リーダー室1は3名、リーダー室2は5名です。
- キャンプ場は整備中のため、一般への貸出しは行っていません。

○食事代（税率改定等でやむを得ず変更になる場合があります。）

	朝食	昼食	夕食
幼児	640円	720円	850円
小学生	710円	790円	990円
中学生以上	740円	820円	1030円